外国人経営者、外国人従業員の人事・労務部門のご担当者の皆さまへ　セミナーのご案内

外国人の雇用と入管法の実務セミナー

～平成 27 年 4 月の入管法改正を踏まえて～

共催：太陽グラントソントン税理士法人
太陽グラントソントン社会保険労務士法人
木島綜合法務事務所

拝啓　時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。
平素は格別のお引きたてを賜り厚く御礼申し上げます。

近年、経済活動のグローバル化に伴い、企業の経営管理に外国人が携わるケースや外国人従業員の雇用が進み、外国人の人事戦略が経営戦略の重要な位置を占めるまでになりました。このような現状に対して、政府の施策、経済環境の変化、ならびに財界等からの要望に応じて入管法は年々改正されています。

外国人経営者および外国人従業員にとってビザ（在留資格）は、日本における活動の基礎であり、「ビザ（在留資格）なくして日本における活動なし」といえます。入管法は、外国人の地位につき基本的な事項や手続きを定める重要な法令ですので、基礎的かつ理論的な理解、ならびに入管法改正に関するアップデートな情報の収集が重要です。他方、入管法は、法務大臣や入国管理局に広範な行政裁量を認めており、入管法の「理論」のみならず、入管当局における手続きの「実務」をも理解することが求められています。

本セミナーでは、入管法の仕組みや、ビザの取得、更新といった基本的な手続きの「理論と実務」について詳細な説明を行うとともに、本年 4 月 1 日から施行される改正入管法について解説を加えます。また、外国人をめぐる税務・社会保険の基礎および実務をご紹介いたします。外国人経営者や外国人従業員に係る業務を担当される皆さまにとりまして有益な情報をご提供できればと考えています。

敬具

■開催概要

日　　時	2015 年 2 月 27 日（金）14:00~17:00（受付：13:30）
会　　場	太陽グラントソントン セミナールーム 東京都港区北青山 1-2-3　青山ビル 9F ※銀座線・半蔵門線・大江戸線　青山一丁目駅 0 番出口直結
定　　員	50 名（1 社 2 名様まで）＊定員になり次第締め切らせていただきます。
参加対象	外国人経営者、外国人従業員の人事・労務部門のご担当者
参 加 費	無料
お申し込み	http://www.grantthornton.jp/library/seminar/index.html ＊上記ホームページ　**情報ライブラリ＞セミナー情報＞申し込み受付中**　よりお申し込み下さい。 ＊お申し込み受付後、受講確認のご連絡を e-mail にてお送りします。
お問合せ	太陽グラントソントン税理士法人　担当：辻　望 Tel: 03-5770-8822　E-mail: info@jp.gt.com

個人情報の取り扱いについて：お申込みの際にご記入いただきました個人情報は、太陽グラントソントン税理士法人のプライバシーポリシーに従って適切に管理いたします。取り扱い・管理の詳細については、太陽グラントソントン税理士法人 Web のプライバシーポリシーをご覧ください。http://www.gtjapan.jp/pvpolicy.html

© 2015 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation/Grant Thornton Taiyo Inc. All rights reserved.
"Grant Thornton" refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton Taiyo Tax Corporation and Grant Thornton Taiyo Inc. are member firms of Grant Thornton International Ltd (GTIL). GTIL and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.

■プログラム

13：30～	開　場／受付開始	
14：00～16：00	**第１部　外国人の経営管理・雇用と入管法の実務** パート１　入管手続（理論と実務） 入管法の仕組み・ビザの取得・ビザの更新 パート２　改正入管法の解説 質疑応答	**講師：木島　祥登** 木島綜合法務事務所 代表　行政書士
16：00～17：00	**第２部　外国人をめぐる税務・社会保険** パート３　税務 パート４　社会保険 質疑応答	**講師：廣瀬　壮一** 太陽グランソントン税理士法人 ディレクター　税理士 **講師：神井　俊哉** 太陽グランソントン社会保険労務士法人 代表　社会保険労務士・米国公認会計士

＊途中、10 分程度の休憩を 2 回とります。
＊プログラム内容、講師については変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

■講師紹介

木島　祥登（きじま　よしと） 木島綜合法務事務所 代表　行政書士	慶應義塾大学法学部法律学科卒業 慶應義塾大学大学院法務研究科修了（法務博士） 2004 年 4 月より入管業務を行う。クロスボーダー案件を中心に年間 300 件以上を取り扱う。契約書（日・英）の作成、各種許認可申請業務等 幅広いサービスを提供している。
廣瀬　壮一（ひろせ　そういち） 太陽グラントソントン税理士法人 ディレクター　税理士	九州大学法学部卒業 東京国税局において、国際課税に関する部門で活躍し、2009 年より現職。外資系企業・外国企業日本支店等に対し、役員・社員に関する税法上の諸問題についてのアドバイスを行う。
神井　俊哉（かみい　としや） 太陽グランソントン社会保険労務士法人 代表　社会保険労務士・米国公認会計士	慶應義塾大学法学部法律学科卒業 Golden Gate University MS Accountancy 税務・労務コンサルティング会社にて労務業務に従事後、渡米。2006 年 5 月ビッグ 4 のニューヨーク事務所入所、日米両企業・個人に係る米国税務業務に従事。現在は、外資系企業・外国企業日本支店等に対する労務・税務業務に従事。

太陽グラントソントン税理士法人・太陽グラントソントン社会保険労務士法人
太陽グラントソントン（グラントソントン加盟事務所）
グラントソントンは、世界 130 カ国以上・700 拠点以上をネットワークする国際会計事務所グループです。日本では、太陽グラントソントン（太陽有限責任監査法人、太陽グラントソントン税理士法人、太陽グラントソントン株式会社、太陽グラントソントン社会保険労務士法人、太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社）がグラントソントンの日本メンバーとして、国際水準の監査のほか、会計、税務、企業経営全般のコンサルティングサービスを提供しています。
太陽グラントソントングループ　www.grantthornton.jp

海外ジャパンデスク
世界主要都市に日本語対応可能なプロフェッショナルを配し、現地法人・支店等の監査をはじめ、新規海外進出、進出後の税務・会計規則へのコンプライアンス、M&A、また海外展開を戦略的に見直す場合のビジネスアドバイザリー等の幅広いサービスを日本語で提供しています。
中国（北京、上海、広州/香港）　インド　インドネシア　マレーシア　フィリピン　シンガポール　台湾　タイ　ベトナム
米国（NY、シカゴ、サンフランシスコ、ロサンゼルス、アーバイン）　カナダ　メキシコ　英国

木島綜合法務事務所
入管業務（年間取扱３００件以上）、契約書の和文・英文作成業務、各種許認可申請業務、
対日投資支援、刑事事件被疑者・被告人への翻訳・通訳業務、特定非営利活動法人等の設立

© 2015 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation/Grant Thornton Taiyo Inc. All rights reserved.
"Grant Thornton" refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton Taiyo Tax Corporation and Grant Thornton Taiyo Inc. are member firms of Grant Thornton International Ltd (GTIL). GTIL and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.